

発信元	琴浦町
担当課	総務課
担当者	鈴木
連絡先	0858-52-2111
令和3年4月1日（木）	

【3月31日（木）専決補正】

令和3年度一般会計補正予算（第1号）

○子育て世帯生活支援特別給付金

補正額 20,755 千円

子育て世帯生活支援特別給付金を専決補正により予算化し、
4月30日に低所得のひとり親世帯へ5万円を支給します。

【補正内容】

① 子育て世帯生活支援特別給付金 20,755 千円

（福祉あんしん課 電話 52-1715）

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、低所得のひとり親・ふたり親子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、食費等による支出の増加の影響を勘案し、政府は子育て世帯生活支援特別給付金を支給するよう閣議決定しました。

これを受け琴浦町では、早期に給付金を支給するため令和3年度一般会計補正予算第1号として本給付金にかかる経費を3月31日付けで専決処分し、支給のための事務を開始し4月30日に支給するよう決定しました。

詳細については別紙のとおり

子育て世帯生活支援特別給付金支給事業

総事業費：20,755千円 福祉あんしん課

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、食費等による支出の増加の影響を勘案し、子育て世帯生活支援特別給付金を支給する。

○対象者 246世帯（413人）

対象者①：ひとり親世帯 156世帯（253人）

【内訳】

- ・児童扶養手当受給者 150世帯（245人）
- ・公的年金受給者（障害年金・遺族年金） 6世帯（8人）

対象者②：コロナの影響により収入が減少したひとり親世帯 20世帯（30人）

対象者③：住民税非課税の子育て世帯 60世帯（130人）

○支給額

児童1人当たり**5万円**（18歳まで）

○スケジュール

対象者①：令和3年4月30日支給（申請不要）

対象者②：5月以降に申請受付開始、随時支給（申請が必要）

対象者③：6月下旬に対象者へ申請書送付、7月下旬以降随時支給（申請が必要）

○事業費

・事業費 20,650千円

・事務費 105千円

※10／10国庫補助（令和2年度国予備費に係る新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金）

【事業費内訳】

- | | |
|-------------------|----------|
| ・扶助費 413人×50千円 | 20,650千円 |
| ・需用費（消耗品） | 50千円 |
| ・役務費（通信運搬費・振込手数料） | 55千円 |